



上川路会計事務所通信

上川路会計事務所

〒890-0056
鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070
Fax 099-252-6400

上川路美恵野会計事務所

〒892-0821
鹿児島市名山町1-3 鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465
Fax 099-223-4348



第190号



所長
上川路 長生

ごあいさつ

生涯現役

垂水では長雨でゆるんだシラス台地に、3度目の土石流が起き、徳之島では50年に一度の豪雨に襲われるなど大気が不安定で異常気象が続いています。11号・12号と日本列島を横断した台風は、鹿児島本土は避けて北上してきました。そして全国で熱中症警報が発令されるほどの猛暑の到来です。

熱く重苦しい戦後70年目の8月になりました。安倍晋三首相は、『戦後70年談話』で戦後の平和国家としての歩みを踏まえて、世界の平和構築に積極的に貢献していくという『未来志向』の考えを前面に打ち出してきました。ただ『おわび』や『侵略』など過去の談話を踏襲が必要だと『朝日』『民主党』『中・韓両国』の反発は予想通り激しいものでした。それでも、いつまでもおわびを続けるのかとの意見も強く『談話』には、国内外から論議を呼んでいます。

5年後の7月24日2020年東京五輪の開会式が行われます。世界最高峰のスポーツの祭典を成功へと導くためのメイン会場となる新国立競技場の整備計画は膨れあがった巨額の整備費が批判を浴びて、白紙に戻りました。新国立競技場には、五輪後の青写真がしっかりしているかが問われています。過去の世界各地の開催地には華々しく大会が開かれた後に、使われることがなかった五輪遺産が数多くあります。2004年夏の五輪で総額一兆円をかけて開催したギリシャのアテネの市内には無用の長物と化した競技会場があちこちで廃墟となっているのです。

ギリシャの危機は2001年にユーロに加盟した時から始まりました。低利の資金調達が可能になり、年金への優遇処理など放漫財政で、危機におちいったといわれています。そしてアテネ五輪の祭りの後の負の遺産に苦しめられました。ギリシャは地理的に、東西の中央の重要な位置にあって、ロシアともよしみを結んでいて、欧州連合(EU)にとって一筋縄ではいかないやっかいな国なのです。3度目の金融支援を受けることでEUと基本合意したギリシャは、3年間の猶予が与えられました。歴代政権が権力を保つために温存してきた岩盤規制を破壊して、持続的な成長を確保できるかチプラス政権は、正念場を迎えています。

目次

ごあいさつ “生涯現役”	…1P
税務カレンダー	…2P
2015年8月の経理・税務チェックリスト	…3P
第19回KMCセミナー(社福編)のご案内	…3P
会計・税務のQ&A “H27年度税制改正 「財産債務調書」提出制度の創設”	…4・5P
企業防衛対策のおすすめ	…6P
職員コラム 今月の担当:佐賀 恵	…6P
お客様情報 “日本赤十字社 鹿児島県支部 特別養護老人ホーム 錦江園”	…7P
マイナンバー制度セミナーのご案内	…7P
随想 “『70年目の夏』上川路美恵野”	…8P

7月6日は公認会計士の日でした。東芝の不公正会計の報道がなされ、日本を代表する監査法人の多くの公認会計士達が監査を担当してきただけに、大きな衝撃を与えました。1,500億円超の利益の水増しが発覚し田中久雄社長をはじめ9人の役員が辞任して、創業140年、20万人の社員を擁する名門企業の信用は失墜してしまいました。経営トップは、『残り3日で120億円の利益の改善をする事』と担当者に強く求めました。現場では『チャレンジ』と呼ばれる過剰な利益目標の達成のノルマが日常的で、利益水増しの原因とされています。

7月の日経の『私の履歴書』では大女優浅丘ルリ子が自身の半生を赤裸々に書いて、話題になりました。新聞連載小説『緑はるかに』の映画化に際して、二千数百人の中から選ばれた大きな瞳の中学2年生の美少女のことは、私と同じ年生れだけにデビュー当時はよく覚えています。裕次郎、小林旭などの映画全盛時代の日活のスターとして銀幕を飾りました。7月で75歳を迎えて、「80歳になったときに自分には演じられない味が出せたらどんなに素晴らしいことでしょう」と生涯現役の夢を語っていました。

ふがいない巨人のもたつきで、プロ野球セ・リーグはオールスターが終わって5チームが4ゲーム差の大混戦です。優勝のチャンスがどのチームにもあるだけに、残りゲームに目が離せなくなっています。(平成27年8月吉日)

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに・



6月決算会社申告書提出

2015年8月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10 	11	12	13 <small>上川路会計事務所 お盆休み</small>	14 <small>上川路会計事務所 お盆休み</small>	15 <small>上川路会計事務所 お盆休み</small>
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31 					

8月31日まで

- 6月決算法人の確定申告
- 12月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
 - 9月決算法人 第3四半期分
 - 12月決算法人 第2四半期分
 - 3月決算法人 第1四半期分
- 3・6・9・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- 個人事業者の当年分の消費税等の中間申告

8月中において各都道府県の条例で定める日

- 個人事業税の第1期分の納付

8月中において市町村の条例で定める日

- 個人の道府県民税及び市町村民税の第2期分の納付

8月10日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付





業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！

個人事業者の税金の納付

8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気を付けましょう。また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。

随時改定の反映(4月昇給の場合)

随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。

夏祭りへの寄付金

各地で夏祭りや納涼イベントが催される時期です。会社が提供する社名入りのうちわやタオルなどは、原則として広告宣伝費となりますが、現金の寄付や人員の派遣などで生じる費用は、事業との関連性や支出の目的、供与の仕方などによって、寄付金が交際費等かが区分されます。適切な処理を心がけましょう。

中間決算棚卸の準備

3月決算法人は、9月に中間決算棚卸を行うところもあります。棚卸のスケジュール等は早めに通知し、準備すべき資料の指示などをして、効率よく進められるようにしましょう。

税務調査対策

税務署内では7月に人事異動があり、業務の引き継ぎ等を経て、毎年8月後半から11月頃にかけて税務調査が増えてきます。自社の処理を再度確認して、いつ税務調査があってもきちんと説明できるようにしておきましょう。



(有)上川路マネジメントセンター主催

第19回KMCセミナー(社福編)のご案内



テーマ『社会福祉法人の財務諸表の読み方【経営分析】

～新会計基準を経営に活かすために～

講師：上川路美恵野会計事務所 所長 上川路 美恵野

日時 平成27年9月10日(木) 14:00～16:30

(受付開始 13:30～)

会場 鹿児島ビル9F大会議室(上川路美恵野会計事務所と同じビルです)
鹿児島市名山町1-3

会費 資料代 4,000円/人(関与先・セミナー会員 2,000円/人)

お申込み方法 同封の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXしてください。
また、お申込みいただいた方には、FAXで「参加証」をお送りいたしますので、当日受付までお持ちください。

会計・税務のQ & A!



テーマ

H27年度税制改正

「財産債務調書」提出制度の創設

平成27年度税制改正において、財産債務調書の提出制度が新たに創設され、ある一定要件を超える方については財産債務調書を提出しなければならないことになりました。財産債務調書とはどのようなもので、どのような方が提出しなければならないのかを見ていきましょう。

財産債務調書の提出制度とは・・・?

財産債務調書制度とは、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出しなければならない方が、その年の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日において価額の合計額が3億円以上の財産又は価額の合計額が1億円以上である国外転出特例対象財産を有する場合に、財産の種類、数量、価額並びに債務の金額などを記載した「財産債務調書」を、翌年の3月15日までに所得税の納税地の所轄税務署長に提出する制度です。

財産債務調書を提出しなければならない方はどのような方でしょうか?

財産債務調書を提出しなければならない方	所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する必要がある方で以下の 及びのいずれにも該当する場合
	その年の総所得金額及び山林所得金額の合計額(1)が 2千万円を超える その年の12月31日においてその価額の合計額が 3億円以上の財産(2) 又はその価額の合計額が 1億円以上である国外転出特例対象財産(3) を有する

財産債務調書の提出要否の判定日

その年の12月31日時点の所有財産で判定

財産債務調書の提出日

翌年の3月15日までに提出

財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」による

法施行後、最初の財産債務調書の提出期限
平成28年3月15日(火)

(1) 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除後の所得金額の合計額を加算した金額となります。ただし、以下の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

純損失や雑損失の繰越控除

特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除

特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除

上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

(2) 国内に所在する財産のほか、国外に所在する財産を含みます。

(3) 国外転出特例対象財産とは、国外転出時課税制度の対象となる以下の財産をいいます。(国内に所在するか国外に所在するかを問わない)

(1) 所得税法第2条第1項第17号に規定する有価証券又は所得税法第174条第9号に規定する匿名組合契約の出資の持分

(2) 決済していない金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第156条の24第1項に規定する信用取引又は所得税法施行規則第23条の4に規定する発行日取引に係る権利

(3) 決済していない金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利

財産債務調書の提出対象者が提出期限までの間に死亡した場合はどうなるのですか?

財産債務調書の提出期限(翌年の3月15日)までの間に、12月31日の判定により財産債務調書の提出対象者となる方が死亡したときは、財産債務調書の提出は必要ありません。また、年の中で死亡した場合にも、その死亡した年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する必要がある場合でも、その死亡した年の12月31日分の財産債務調書を提出する必要はありません。

財産債務とはどのようなものをいうのでしょうか？

財産債務調書には、財産債務の区分として以下のようなものが列挙されています。

財産債務の区分

土地 建物 山林 現金 預貯金(当座預金、普通預金、定期預金等) 有価証券(株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等) 匿名組合契約の出資の持分 未決済信用取引等に係る権利 未決済デリバティブ取引に係る権利(先物取引、オプション取引、スワップ取引等) 貸付金 未収入金(受取手形含む) 書画骨董及び美術工芸品(1点10万円未満のものを除く) 貴金属類(金、白金、ダイヤモンド等) 及び に掲げる財産以外の動産(1個又は1組の価額が10万円未満のものを除く) その他の財産 借入金 未払金(支払手形含む) その他の債務(前受金、預り金など適宜に設けた区分)

財産債務調書はどのように記載するのでしょうか？

財産債務調書には、次の内容を記載する必要があります。
 『提出者の氏名・住所』 『財産の種類』 『数量』 『価額』 『所在並びに債務の金額等』
 (財産及び債務に関する事項は「種類別」「用途別(一般用・事業用)」「所在別」に記載)

また、財産債務調書を提出する際には、財産の区分ごとに価額の合計額を記入した「財産債務調書合計表」を別途作成し、添付する必要があります。

調書 「財産債務調書」の記載例

財産債務の区分	種類	用途	所在	数量	1個単位当たりの価額(円)	備考	
土地		専任用	東京都千代田区〇〇1-1-1	1	250,000,000		
建物		専任用	東京都港区〇〇3-3-3	1	500,000,000		
建物		一般	東京都品川区〇〇5-5-2501	1	80,000,000	土地を売却	
預貯金	普通預金	専任用	〇〇銀行△△支店		88,961,915		
有価証券	上場株式(自社)	一般	△△証券△△支店	5,000	6,486,000		
貸付金	貸付金	専任用	東京都港区〇〇1-1-1 株式会社 B	100口	100,000,000		
未収入金	未収入金	専任用	〇〇△△	100口	20,000,000		
未収入金	未収入金	専任用	東京都目黒区〇〇2-1-1 〇〇△△		3,000,000		
未収入金	未収入金	専任用	東京都港区〇〇2-1-1 株式会社 C		1,000,000		
未収入金	未収入金	専任用	その他10件		2,300,000		
貴金属類	ダイヤモンド	一般	〇〇市〇〇町1-1-3	3個	6,000,000		
その他の財産	家庭用自動車	一般	〇〇市〇〇町1-1-3	2台	3,000,000		
借入金	借入金	専任用	〇〇銀行△△支店		20,000,000		
未払金	未払金	専任用	東京都港区〇〇7-8-9 株式会社 D		1,000,000		
その他の債務	保証金	専任用	東京都分譲区〇〇3-3-4 株式会社 E		2,000,000		
国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 (うち国内に帰属する財産の価額の合計額) (円)						30,000,000	
財産の価額の合計額				769,211,915	債務の金額の合計額		23,500,000

調書に記載した財産の区分ごとに価額の合計額を記入

財産の価額の合計額

債務の金額の合計額

合計表

財産の区分	財産の価額又は取得価額	財産の区分	財産の価額又は取得価額
土地 ①		書画骨董及び美術工芸品 ⑬	
建物 ②		貴金属類 ⑭	
山林 ③		動産 ⑮	
現金 ④		その他の動産 ⑯	
預貯金 ⑤		株式に関する権利 ⑰	
有価証券 ⑥		その他の権利 ⑱	
貸付金 ⑦		匿名組合の出資の持分 ⑲	
未収入金 ⑧		貸付金 ⑳	
借入金 ⑨		未収入金 ㉑	
未払金 ⑩		その他の債務 ㉒	
その他の債務 ⑪		借入金 ㉓	
借入金 ⑫		未払金 ㉔	
未収入金 ⑬		その他の債務 ㉕	
未収入金 ⑭		借入金 ㉖	
未収入金 ⑮		未払金 ㉗	
未収入金 ⑯		その他の債務 ㉘	
未収入金 ⑰		借入金 ㉙	
未収入金 ⑱		未払金 ㉚	
未収入金 ⑲		その他の債務 ㉛	
未収入金 ⑳		借入金 ㉜	
未収入金 ㉑		未払金 ㉝	
未収入金 ㉒		その他の債務 ㉞	
未収入金 ㉓		借入金 ㉟	
未収入金 ㉔		未払金 ㊱	
未収入金 ㉕		その他の債務 ㊲	
未収入金 ㉖		借入金 ㊳	
未収入金 ㉗		未払金 ㊴	
未収入金 ㉘		その他の債務 ㊵	
未収入金 ㉙		借入金 ㊶	
未収入金 ㉚		未払金 ㊷	
未収入金 ㉛		その他の債務 ㊸	
未収入金 ㉜		借入金 ㊹	
未収入金 ㉝		未払金 ㊺	
未収入金 ㉞		その他の債務 ㊻	
未収入金 ㉟		借入金 ㊼	
未収入金 ㊱		未払金 ㊽	
未収入金 ㊲		その他の債務 ㊾	
未収入金 ㊳		借入金 ㊿	
未収入金 ㊴		未払金	
未収入金 ㊵		その他の債務	
未収入金 ㊶		借入金	
未収入金 ㊷		未払金	
未収入金 ㊸		その他の債務	
未収入金 ㊹		借入金	
未収入金 ㊺		未払金	
未収入金 ㊻		その他の債務	
未収入金 ㊼		借入金	
未収入金 ㊽		未払金	
未収入金 ㊾		その他の債務	
未収入金 ㊿		借入金	

財産債務調書に関する過少申告加算税及び無申告加算税の特例措置とは？

財産債務調書の適正な提出をしていただくために、過少申告や申告をしていなかった場合にかかる過少申告加算税及び無申告加算税について、以下のような措置が講じられています。

等の**軽減措置**
過少申告加算税
財産債務調書を期限内に提出した場合
 財産債務調書に記載がある財産債務に関する所得税等又は相続税に申告漏れが生じた際、その財産債務に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等については、**5%軽減**されます。

等の**加重措置**
過少申告加算税
財産債務調書の期限内提出がない場合 又は 期限内提出の財産債務調書に記載すべきものの記載がない場合
 その財産債務に関する所得税等の申告漏れが生じたときは、その財産債務に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等については、**5%加重**されます。

詳細については、国税庁の「財産債務調書の提出制度(FAQ)」等をご確認ください。

企業防衛対策のおすすめ

このコーナーは、当事務所の生命保険管理顧問・松谷義久が企業防衛対策についてご紹介するコーナーです

* 事業保険の見直しをして、保障の要件を確認しましょう *

法人としてのリスクを「事業保険」でカバー出来る範囲

経営者・役員	1. 運転資金の確保 = 売上減少や悪化に対する準備
	2. 借入金返済資金の確保 = 死亡時の借入金返済の準備
	3. 退職金・弔慰金の確保 = 家族に十分な保障を準備
従業員	1. 従業員の家族に対する保障の準備
	2. 人材補充・育成資金の補填費用
経営者個人	1. 家族の生活資金（ラストラブレター）
	2. 借入金、ローンの返済資金（連帯保証など）
	3. 相続対策資金

生命保険発祥の地、イギリスでは生命保険のことを「ラストラブレター」と呼ぶことがあるそうです。

生命保険

それは、ご家族を守り

会社を守り続けるための

ラストラブレター

つまり 未来への手紙



経営者・従業員 ご勇退時の **退職金準備** は長期に亘る計画が大事です

上川路会計事務所では関与先様の永続的な発展を願い保険指導業務に取り組んでいます

職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつ自分の趣味や
はまっていることについて紹介しています。
職員それぞれの個性を楽しんでいただければ幸いです

テーマ：書道

今月の担当：監査部 佐賀 恵

皆様、いつも大変お世話になっております。
今回は私が長年続けている書道についてご紹介
します。

書道には楷書、行書、草書、隷書、かな、と
いった様々な書体がありますが、私が今特に興
味を持っているのが「古典臨書」です。臨書と
は、先人たちが書いた字を真似て書くこと
です。ただ真似るといっても、字によって筆使い
や力加減、書く速度などは全く違います。私も
何度も先生の書き方を見ながら勉強して
いますが、なかなか難しく、思うように筆運びがう
まくいけません。しかし昔の書家の人々の歴史に
触れながら書を学べるというのは大変貴重な経
験であると思い、日々練習に励んでおります。

毎月の課題以外にも、2年に一度の観梅展
や日習展の作品作り、また昇段試験に

向けた講座を受けに行くこともあります。週に
一度のペースですが、書について多くの経験を
積まれた先生方や、共に練習に取り組む幅広い
年代の生徒の方々からたくさんの刺激をもらい
ながら、毎週有意義な時間を過ごしています。

現在は日習展に向
けて練習に取り組ん
でいます。いい賞が
取れるように頑張っ
ていきたいです。



観梅展に出品
した時の作品
王羲之「蘭亭序」▶



特別養護老人ホーム 錦江園

わたくしたちは 地域に愛され 利用者に信頼された
明るく穏やかな 生活を送れる 施設づくりを目指します

要介護3から5と認定され、常時介護を必要とする方の、日常生活（食事・入浴・排泄・趣味活動など）のお手伝いと健康管理を行います。全室個室で1ユニット10人のユニットケアです。

ご自身の「生活の質」を確保するために



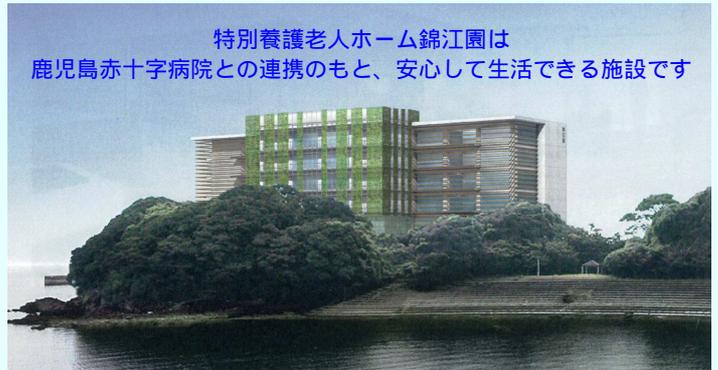
豊かな自然 海や山に囲まれた立地により、窓からでも、四季折々の自然を楽しむことができます



温かみのある居室 温かみのある色の壁紙を使用し、くつろぐことのできる居室です



いつでも快適な空間を 全居室にエアコン、洗面、トイレをご用意しました。24時間365日、一人一人の生活にあった環境にすることが可能です



特別養護老人ホーム錦江園は
鹿児島赤十字病院との連携のもと、安心して生活できる施設です

お問い合わせ

特別養護老人ホーム 錦江園

〒891-0133 鹿児島市平川町2530-1

TEL 099-261-2789 FAX 099-261-2788

鹿児島赤十字病院 増改築工事落成祝賀会・設立90周年記念祝賀会を開催しました



(写真：落成式ご挨拶
松田前院長)

平成27年1月24日、「増改築工事落成式・祝賀会ならびに設立90周年記念祝賀会」を開催しました。祝賀会では和やかな雰囲気の中、設立90周年を記念して作成したDVDの上映や、奄美しまうたユニット「つむぎんちゅ」による演奏と、盛りだくさんの内容で大いに盛り上がり、これからの鹿児島赤十字病院について語り合う姿が見られました。

今回お寄せいただいたお祝いの気持ちと熱い期待を受け、職員が一丸となって、今までの90年がそうであったように、今後の鹿児島赤十字病院をさらに発展させ地域に貢献できるよう取り組んでいきます。

税理士法人 押井会計事務所 株式会社 吉田経営 上川路会計事務所 共催

マイナンバー制度セミナー開催決定！

▶ 研修内容及び講師 ◀

『マイナンバー制度について』

～ 第1部 ～ マイナンバー制度について

講師：徳森正義税理士事務所 税理士 永山 彰久 先生

～ 第2部 ～ 社会保険関係の事務手続き

講師：社会保険労務士法人 内村・帖佐事務所

代表社員・社会保険労務士 内村 建吉 先生

日 時 平成27年10月16日(金)
14:00～16:00 (受付開始 13:30～)

会 場 城山観光ホテル 2Fアメジストホール鳳凰

会 費 2,000円/人 当日受付にてお支払ください。

お申込み方法 当事務所通信同封の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXしてください。
また、お申込みいただいた方には、FAXで「参加証」をお送りいたしますので、当日受付までお持ち下さい。





長い雨の続いた梅雨が明けた途端の猛暑続きの夏が押し寄せてきました。8月に入ると6日の広島原爆記念日、9日の長崎原爆記念日、15日の終戦記念日と相次いで戦争にまつわる記念日が続きます。今年は70年目の節目の年にあたります。最近、NHKが7割の国民が原爆投下の日の日付を正しく答えられないという世論調査の結果を公表していて、実際に戦争を体験した世代の高齢化が進む中、意図的に継承していくことの大切さをあらためて感じています。

鹿児島にも戦争の傷跡は多く残っていますが、その中でも特攻隊の基地のあった知覧には多くの特攻隊員の遺品が遺されていて、平和会館で展示保存されています。

遺影のまだ子供らしさを残しながらも哀しい覚悟を決めた凜とした表情を見て、最後の手紙に綴られた家族への思いを読むと胸が詰まり、涙が溢れてきます。

ユネスコの「世界記憶遺産」登録の取組も行われているとのことですが、世界中の多くの人が手紙の事を知り、平和について考えるきっかけになってほしいと思っています。

この知覧の特攻基地を考える上でかせない人物が「特攻の母」と慕われた鳥濱トメさんですが、戦後、もうひとつの呼び名がおくられました。「納税おばさん」です。

『それからの特攻の母』（伏見俊行著 大蔵財務協会発行）という本を通じて知りましたが、戦後、トメさんは、青色申告や納税貯蓄組合の普及活動を長く続け、町の人々の納税が円滑に行われるように尽力したそうです。昭和38年には、その功績が讃えられ熊本国税局長表彰を受けました。

その活動の根本にあったのは、特攻で散った若者たちの分まで、世の中のために働きたいという使命感でした。税は国の礎であり、彼らが命を捧げて守ろうとした日本の復興と発展のための基本であるという信念で税務行政に協力したそうです。税に対する高い意識は、他人の事も自分の事のように思いやるトメさんならではの感覚だなと感銘を受けました。

私たちは、納税の義務を適切に果たすとともに、使い道にも意識を向けておく必要があります。税金の使い道を決めることは、すなわち政策を決定することだからです。

おりしも、安全保障関連法案についての審議が国会で行われていますが、この先、この国はどのような道をたどるのか、一人ひとりが考えていかないとはいけません。先の大戦の時、政治家、軍部、そして国民が何を考えどのように行動したのかを検証し、同じ轍を踏まないように学ぶ必要があります。70年目という節目の年に、改めて平和の大切さ、有難さをかみしめたいと思います。



子の重さ確かめてみる終戦日 美恵野

編集後記

長かった梅雨がようやく明け、強い日差しと蝉の声が響く8月になりました。社会人になっても毎年この時期は夏休みの気分を思い出してわくわくしてしまいます。夏休みといえば眠い目をこすりながら参加した早朝のラジオ体操が思い浮かびますが、最近の小学校ではラジオ体操を行わない地域も多いようです。いよいよ夏本番、暑い日が続きますが体調には気を付けて素敵な夏の思い出を作りたいものですね

連絡先：上川路会計事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 Fax 099-252-6400
E-Mail kamikawaji@tkcnf.or.jp
URL <http://www.kaikai-home.com/kamikawaji/>

上川路会計 検索

広報委員会 上川路美恵野 福留 伊集院 赤塚 本田 西

ご相談は上川路まで!

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計事務所にご相談ください!

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください!!

